

第1回 中北地域保健医療推進委員会議事録

- 1 日時 平成30年6月28日(木) 午後2時～午後3時30分
- 2 場所 北巨摩合同庁舎大会議室
- 3 出席者 委員 25名(代理出席者10名)
中北保健福祉事務所長 副所長 ほか職員

4 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 中北保健福祉事務所長あいさつ
- (4) 会長の選任
- (5) 副会長及び監事の指名
- (6) 議 事
- (7) 閉 会

5 会議に付した事案の件名

- (1) 「中北圏域アクションプラン」の策定について
- (2) 病院群輪番制病院運営事業について
- (3) 救急医療体制の整備について
- (4) 中核市移行について
- (5) その他

資料1

資料2

資料3

6 議事の概況

議事1:「中北圏域アクションプラン」の策定について
事務局から資料により説明。

中北圏域アクションプランは、山梨県地域保健医療計画を推進するうえで中北医療圏において、特に重点的に取り組む事業の具体的な内容を明らかにした行動計画である。

山梨県地域保健医療計画は、医療法第30条の4第1項の規程に基づき県が策定する計画であり、地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図ることを目的とするものである。

また、介護保険事業支援計画、健康長寿やまなしプラン、健康増進計画、健やか山梨21、がん対策推進計画、医療費適正化計画などと調和を図った計画である。山梨県第7次地域保健医療計画は平成30年3月に策定された。

(資料1-1)

中北圏域アクションプランの評価については、今年の3月の会議において平成29年11月までの実績報告を行った。今回は30年3月末での実績となっている。

大分類4項目、重点事業15項目で、それぞれ重点事業、目指すべき姿、保健医療計画での位置づけ、施策の展開、行動計画、事業実績、目標、評価、達成状況、課題/今後の対策を記載した。

16ページは、保健医療推進委員会構成員の所属団体における中北圏域アクションプランに関する取り組み状況についてまとめたもの。各所属の取り組みの詳細については17ページ以降となっている。

(資料1 - 2)

「中北圏アクションプラン(案)(H30~35年度)」に対する意見及び対応をまとめた。資料中の対応欄の下線が引いてある箇所が、プランに反映した箇所となる。

重点課題 : 糖尿病対策の強化において、北杜市から個人の取り組みやPRも重要だが数値によつての指導内容等医療機関と連携しながら作り上げて行けたら良いと考えるという意見があった。韮崎市立病院からは、治療目標が複数存在している、県下で治療目標を共有して、対応すべきであるという意見があった。今年度、県では「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定する予定となっており、活用も含めたフォロー体制の検討、策定にあたり今回いただいた意見を医療機関からの意見として検討項目として伝えていきたいと考えている。

重点課題 : 精神疾患の予防及び相談支援体制の推進については、甲府市薬剤師会からゲートキーパーとして胃腸不良、不眠、めまい等のストレスによる症状のある方への受診勧奨等の具体的な研修を行つてはどうか、認知症や見守りとなっている方の薬局の利用状況と地域包括支援センターと連携する、また、服用状況や病態変化の確認を行い主治医と連携するといった意見に対して、関係機関と連携した先進的な取組を組織的に進めていただくとともに、会議・研修会等の場で情報発信・共有していくこととした。

なお、その他の意見については、本課に報告する、現在取り組んでおり引き続き今実施している救急、新型インフルエンザ、地域職域、母子保健、市町の会議等を活用しながら検討、情報共有、関係機関との連携を図っていきたいと考えている。

(資料1 - 3)

第7次山梨県地域保健医療計画は、県民全てが生涯にわたって健やかで安心して暮らしていける社会を目指し、自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組むことを基本理念とし、平成30年度から35年度の6年間の計画期間としている。県の計画は資料のとおり、第1章から第8章で成り立っている。今回の中北圏域アクションプランは、第7次山梨県地域保健医療計画、先ほどの評価、報告した皆さまの意見を踏まえ策定している。

今回のアクションプランから、全体で取り組むプランとして着実に推進するために、保健所、市町、保健福祉関係者、学校関係者、企業等の職域保健関係者、地域組織及び県民が一体的に取組を展開していくことを目指している。

アクションプランの評価については、毎年度、アクションプランの取組状況を集約するとともに、3年毎に中間評価を行い、必要がある場合にはアクションプランの見直しを行う。また、平成31年度に甲府市が中核市に移行することから、甲府市とプランの共有を行い、必要に応じて見直しを行う。

計画の組み立ては目指すべき姿(目標)、現状と課題、山梨県地域保健医療計画での位置付け、施策の展開、行動計画、工程表、数値目標となっている。数値目標については、策定時から6年後を記載している。が行動計画内にあるが、前回提示した用語解説に対応している。用語解説は11ページからとなっている。

4ページ下線部については、前回の説明から修正若しくは追加のあった箇所となる。

の糖尿病対策の強化については、地域・学校・職場・関係機関の連携を通じて、個人の健康を支え・守る環境作りを進め、糖尿病の発症予防と重症化予防を推進していく。山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム、CKDに対する正しい知識の普及が追加・修正となった箇所である。

重点課題 : 精神疾患の予防及び相談支援体制の推進については、県民が心の健康に関する関心を高め、健やかなメンタルヘルスの保持・増進が出来る地域を目指す。

関係機関との先進的な取り組みの情報発信・共有が行動計画の所に追加となっている。

重点課題：救急医療体制の強化については、県民が必要な時に必要な医療が受けられるよう、限られた医療資源を活用し、救急医療体制の充実を目指す。

重点課題：大規模災害時における医療・保健衛生体制及び受援体制の強化については、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、医療の確保、保健衛生体制及び受援体制を強化し、健康被害の発生予防、拡大防止等を図る。

重点課題：在宅医療と介護の連携推進については、在宅療養を必要とする人が住み慣れた地域において安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携により切れ目なく在宅療養が提供できる地域の構築を目指す。

重点課題：重大感染症対策の推進については、重大感染症の発生に備え、平時と有事における情報収集・分析・還元・リスクコミュニケーションを図り、医療体制確保を含めた公衆衛生対策の推進を図る。

重点課題：母子保健の切れ目ない支援の推進については、安心・安全な妊娠・出産・育児のため、母子保健の切れ目ない支援を推進する。

保健医療推進委員会委員の所属団体をはじめ、今ある会議等を活用してともに一体的にこのプランを推進していくことが、このアクションプランの目指すところである。毎年、取組の状況について報告いただくとともに、先進的な取組については御紹介いただき、中北圏域の皆さまが健やかで安心して暮らしていくことのできる社会を目指していきたい。

(質問・意見)

特になし。「中北圏域アクションプラン」は承認された。

議事2：病院群輪番制病院運営事業について

- ・平成29年度決算報告について
- ・監査報告

事務局から資料2により説明。

委員(監事)から決算報告。

(質問・意見)なし。決算報告は承認された。

- ・平成30年度予算(案)について

事務局から平成30年度病院群輪番制病院運営事業実施要領に基づき実施する事業会計予算について説明。

(意見・質問)特になし。予算は(案)のとおり承認された。

議事3：救急医療体制の整備について

事務局から資料3により説明。

- ・山梨県救急医療体制図により現在の医療体制を説明
 - ・3、4ページによりこれまでの救急医療体制検討状況を説明
- 甲府・中巨摩地区を核とした医療資源、財源、システムの集約化により緩やかに広域的初期救急整備を行うことで合意に至っている。
- ・5～7ページにより患者数推移を説明

軽症患者の増加により初期救急の強化が必要あり、加えて初期救急を担う医師会の先生方の高齢化も進み、同時に様々な理由で救急への協力が難しいという状況である。

そのため、甲府・中巨摩地区における準夜帯の意向調査を実施し、調査結果は8ページ以降に記載されている。今日この結果を審議いただき、救急医療体制ワーキンググループでさらに議論を深めたいと考えている。

救急医療体制に関する市町担当課長会議幹事（昭和町）より、これまでの救急医療体制整備検討経過について説明

今回の調査結果から、75%の先生方が広域化に賛成であること、拠点として甲府市医師会救急医療センターまたは南アルプス市内病院が良いと回答した先生が74%がいたこと、甲府市医師会救急医療センターまたは南アルプス市内病院やその他も含めた拠点での診療に協力できると答えた先生が105名いること、それらのことから4市1町でも、意向調査の結果をさらに詳細に分析していく中で甲府市医師会救急医療センターに加えて、南アルプス市内病院の拠点化について検討を進めていくということで合意を得た。

南アルプス市より現在の検討状況について説明

南アルプス市中で甲府市へ一番近いところから甲府市救急医療センターに行くのも車で30分かかってしまうため、何とか市内で初期救急医療が出来ないかということで検討を重ねてきた。大筋で来年度から病院での拠点化が出来るのではないかとということで合意はいただいているが、課題もいくつかある。次回検討会は8月下旬から9月初旬を予定しており、皆様にも御理解御協力をお願いしたい。

甲斐市より課題について報告

甲斐市は2つの医療圏にまたがっており、一本化できないということが市町村合併から今日に至るまで続いている。竜王と敷島は甲府・中巨摩地区で双葉は峡北地区となっており、双葉地区の住民からも竜王や敷島と一本化して欲しいという声が多くある。

今までも要望として出させていただいた経緯はあるが、解決に至っていない。今回このように救急医療を整備するのに当たり、この課題についても併せて検討していただき甲斐市が一本化された救急体制として整備されることを望んでいることを報告させていただく。

(質疑・意見)

【委員】

現在、救急医療の体制が非常に厳しい状況で破綻しつつあるような状態ではないかと感じている。救急医療体制の一番の課題というのは、永続的に提供できなければならないということ。また、地域の皆さまがアクセスできるような環境作りもしなければならない。

どのくらいの医師がいれば救急医療体制が維持できるかということを考えると、私が小児科医なので小児救急を例に話をさせていただくと、甲府で小児救急を行っているが参加している医師は100名以上いるような状態。その人数でも、日によっては集まらないということもある。少ない人数で行うと、負担が一部の医師に集中し、最終的には辞退する先生が出るということも多い。甲府の医師会でも問題になっている。甲府市と南アルプス市の2か所で行うと両方とも破綻し、両方とも無くなるという可能性も否めない。このことについて、各市町はどう考えているのかお伺いしたい。

【昭和町】

意向調査はこのような形で終わったが、医療に関しては医師の先生のお力を借りるしかない状況であり、意向調査にご協力いただけていない先生方もいる。そういった先生方にもご協力をお願いしなければならないと考えている。緩やかな広域化を行ったことで両方破綻しないかということについては、何か新たな一步を踏み出さなければならないと考えている。

市町としては南アルプス市と甲斐市の各課長から話もあったが、できるだけ一本化、集約化ということを考えている。

【事務局】

貴重な御意見に感謝申し上げます。継続性と住民からのアクセスという両面から考えていかなければならない。医師にとって医療を継続していく、特に救急医療を継続していくために皆でやった方がよいという意見もあった。次には勤務医の先生にどのくらい協力いただけるかということの確認や病院の負担軽減にはどのような方法があるのか検討も行う。

勤務医の先生の協力については、救急ワーキングの中で病院の院長先生にも承諾をいただきながら意向調査を進めていきたいと考えている。しかし、勤務医の先生方も日常診療をされており、昨今の働き方改革の中で長時間労働禁止等もあるので、その辺りとの兼ね合いもある。救急医療を守らなければならないので、これからも皆さまの御理解御協力を得ながら事務局も考えて参りたい。市町の担当課も前向きにとらえているので、協力して進めていきたいと考えている。

救急医療の適正利用に関する普及啓発について

・事務局より資料3 18～19ページにより説明

住民への救急車の適正利用や、救急医療のかかり方というようなことも啓発したらどうかと考えている。救急ワーキングで議論を進めていきたいと考えている。

(意見・質問) 特になし。

議事4：中核市移行について

甲府市から説明

甲府市の設置する保健所は現在の保健センターを予定しており、旧相生小学校の場所、平和通りからコラニー文化ホールへの交差点より南側に位置している。

現在の保健センターの機能と新たに設置する保健所の機能を併せて、仮称ではあるが甲府市総合健康支援センターとして整備をし、中核市移行の平成31年4月1日の開設を目指して現在準備しているところである。

甲府市の保健所の所管する区域については、甲府市域のみとして準備を進めている。中北地域の医療圏等については現在のままとする予定である。

甲府市の保健所が所管することとなる事務については、昨年12月に開催された県市の協議会において、地域保健法、医療法、食品衛生法及び医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく現在中北保健所で行っている約1,325の事務を県から移譲を受けて所管する準備を進めている。専門的な事務が増えることとなるが、甲府市の保健センターとして地域住民に密着して行ってきた事業と一体的、総合的に提供できるよう、関係機関や団体の皆さまと協議調整を進めていく中で準備をしている。

具体的な内容として、総合健康支援センターを設置した後、万が一の大規模災害が発生した場合においては、甲府市は基礎自治体としての役割を推進していくこととなる。新たに健康危機管理拠点としての役割も担っていくこととなる。これまでの県との協議の中で甲府市の

設置する保健所は県の設置する保健所と同列の地区医療救護対策本部としての機能を担い、県の医療救護体制に加わる方向で現在調整を進めているところである。

役割や機能については県と協議を進めているところであるが、中北地区医療救護対策本部と同様に甲府市を管轄する甲府地区医療救護対策本部を設置し、県や市災害対策本部や県の医療救護対策本部との連携を図り、EMIS を活用した医療機関被災状況等の情報収集や医療救護所の設置運営を担う体制の準備を進めている。

こうした災害の医療救護や感染症等の健康危機への対応については、日頃からの地域医療体制の整備と密接な関連がある。地域医療体制の事務については、医療法による医療機関の開設許可や立入業務、感染症法による感染症の発生状況、動向及び原因調査等を甲府市保健所が平時から担っていく準備を進めている。

災害や感染症、食中毒が発生した場合についても甲府市だけでは無く、広域性も考えられることから山梨県本課や中北保健所と日頃から連携を図るとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会を始めとした関係機関の皆様との連携も引き続き進めていきたい。

平成31年4月1日に開設する甲府市総合健康支援センターが地域の皆様の健康管理や介護療法、安全安心な公衆衛生等が確保できるよう、今後市民周知も含め様々な準備を進め開設後には医師である保健所長の下、地域の医療や健康等の課題を分析し、実情に応じた施策に反映できるよう取り組んでいきたい。

(質疑・意見)

【委員】

甲府市保健所が業務開始後は、現在の中北保健所本所の管轄はどこになるのか。行政区域がよく分からないので、教えていただきたい。

【事務局】

来年度は現在の管轄から甲府市を除いた3市町(中央市、甲斐市、昭和町)となる。

議事：4 その他
特になし

～他の意見・質問等なし～

議事終了

以上